

## 岡山県二酸化炭素森林吸収評価認証制度について

地球温暖化防止など、環境問題への関心の高まりを背景に、社会貢献活動の一環として森林保全活動に取り組もうとする企業が増えていることから、こうした活動の環境への貢献度を数値化し、企業の森林保全活動への参画を促進するため、県では、次のとおり森林の二酸化炭素吸収量を評価・認証する制度を定め、平成21年度から、この制度に基づき実施している。

### 1 対象とする企業等

県が進めている「企業との協働の森づくり」参画企業、その他法人格を有する企業のほか、知事が適当と認める団体

### 2 対象とする森林整備

植栽、下刈り、除伐、間伐、枝打ちとし、整備の基準を満たすもの

### 3 認証の区分

- (1) 実践型（自ら森林整備を行った場合）
- (2) 支援型（費用・物資の提供、委託により森林整備を行った場合）

### 4 評価内容

整備した森林の整備時点での1年当たりの二酸化炭素吸収量

### 5 二酸化炭素吸収量の算定方法

気候変動に関する政府間パネルのガイドラインに準じ、蓄積変化法（材積表による1年当たりの幹の成長量）により県が現地調査を行い、次式に基づき算定する。

$$\begin{aligned} \text{二酸化炭素吸収量} &= \text{森林面積} \times \text{1年当たりの幹の成長量} \times \text{容積密度} \times \text{拡大係数} \\ &\quad \times (1 + \text{地下部・地上部比}) \times \text{炭素含有率} \times \text{二酸化炭素換算係数} \end{aligned}$$

### 6 審査

算定した二酸化炭素吸収量及び認証の可否について、県の諮問を受け、岡山県二酸化炭素森林吸収評価委員会が審査を行い、県へ答申する。

### 7 認証

- (1) 上記委員会からの答申を踏まえ、県が認証を行い、整備内容や二酸化炭素吸収量等を記載した認証書を交付するとともに、認証状況を県のホームページに掲載する。
- (2) 認証書の発行手数料は、無料とする。

### 8 公告・宣伝への利用

企業等は、認証書を社会貢献活動の証しとして、広く広報活動に用いることができる。ただし、認証書に記載された二酸化炭素吸収量は、温室効果ガスの排出量取引等において、森林の二酸化炭素吸収量の根拠となることを保証するものではない。

# 認 証 書

殿

が整備を行った森林による二酸化炭素吸収量は、次のとおりであることを認証します。

整備年度	
認証区分	
森林の所在地	
整備内容	
森林整備面積	ha

二酸化炭素吸収量      t - CO<sub>2</sub> / 年

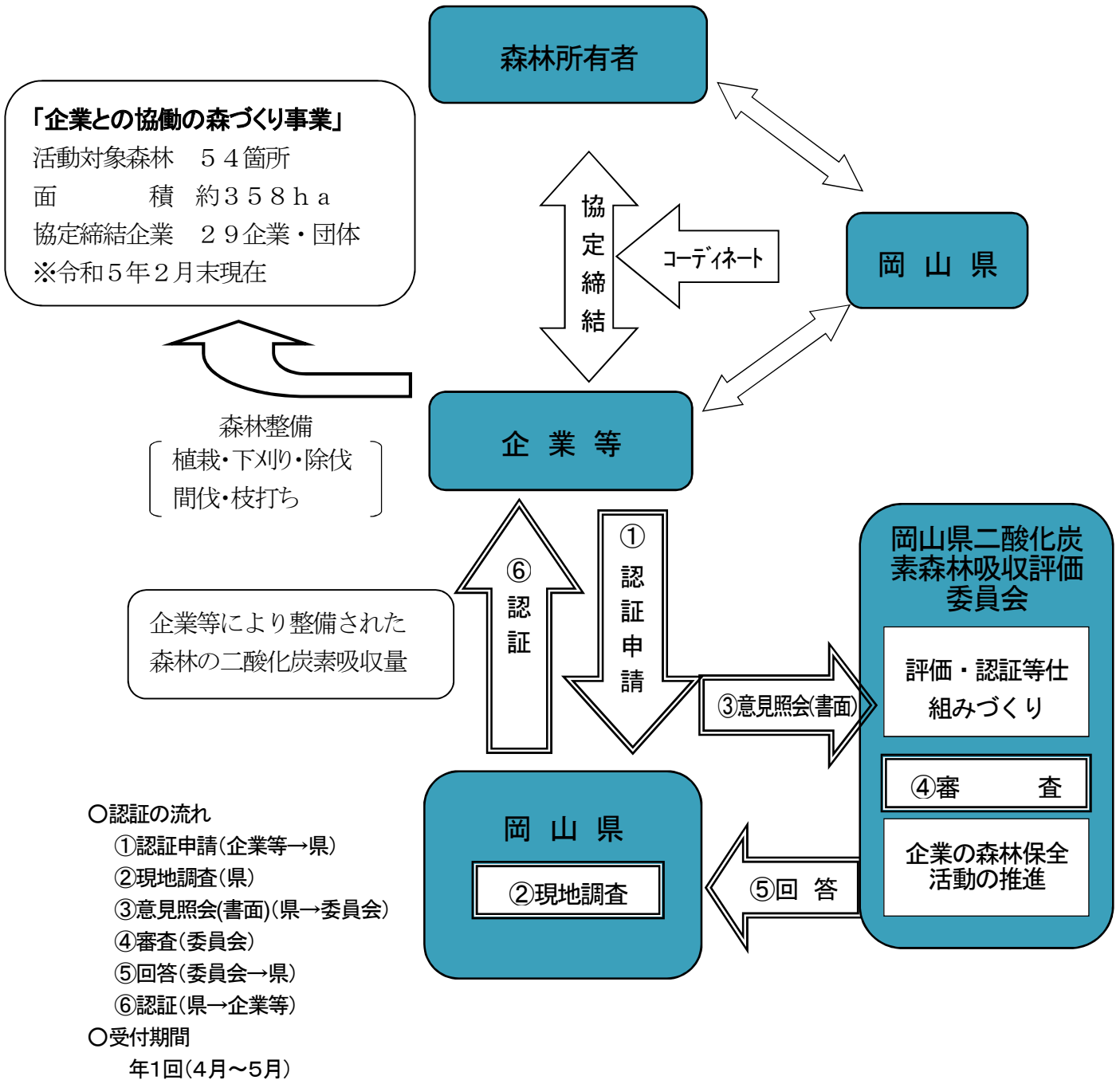
上記吸収量は、気候変動に関する政府間パネルのガイドラインに準じ、岡山県二酸化炭素森林吸収評価認証制度実施要綱の規定により算定したものであり、岡山県二酸化炭素森林吸収評価委員会の審査を受けたものです。

年 月 日

岡山県知事

印

# 岡山県二酸化炭素森林吸収評価制度の事務フロー



【参考】 森林の二酸化炭素吸収量 (例) [吉井川流域北部 林地の生産力が平均的な場合]

- ・植栽 スギ: 4.41 t-CO<sub>2</sub>/年・ha
- ・間伐 (30年生) スギ: 10.32 t-CO<sub>2</sub>/年・ha
- ヒノキ: 3.94 t-CO<sub>2</sub>/年・ha
- ヒノキ: 9.59 t-CO<sub>2</sub>/年・ha
- 広葉樹: 3.58 t-CO<sub>2</sub>/年・ha

〔スギ(30年生)1haが1年間に吸収する二酸化炭素 10.32t-CO<sub>2</sub>は、人間が1年間に呼吸により排出する二酸化炭素 0.32t-CO<sub>2</sub>の32人分に相当する。〕